

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及びビッグデータの活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（官の保有するものを含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、ベストプラクティス等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、データの保護や取得等の状況にも留意しつつ、各府省と地方公共団体・民間の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進する。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ ビッグデータの統計的分析や統計作成目的による利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータの統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をホームページ等で公表するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、提供情報の充実を努める。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把	内閣府、財務省	平成30年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。</p> <p>○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図るとともに、把握した課題については、統計委員会において、報告者・作成者の双方の見解の把握を通じた具体的な検討・研究を行うことで、順次、個別に解決を図る。</p>	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
イ ビッグデータの活用	<p>○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。</p> <p>○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。</p>	内閣府  総務省、関係府省	平成30年度から実施する。  平成30年度から実施する。
(2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。	各府省	平成30年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。	総務省	平成30年度から実施する。
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	○ EBPM推進委員会が実施するユーザーのニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施に当たり収集したユーザーのニーズや報告者の声(提案)について、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的に、その対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ 所管統計調査の設計に当たっては、府省内外のユーザーのニーズ、報告者の声を別途把握するとともに、これまでに募集・把握したユーザーのニーズや報告者の声も踏まえることにより、報告者の負担軽減やユーザーニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	平成30年度から実施する。
2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備	○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。	総務省	日本標準産業分類の次期改定(平成35年度)に向けて実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 統計間の比較可能性向上	○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め、結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても、現状の更なる精査を行った上で検討を進め、結論を得る。また、各府省は、調査の特性や精度に留意しつつ、この結論に則った対応に努める。	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度末までに、それ以外については平成31年度以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度から実施する。
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を取りまとめ、情報を共有する。	総務省、関係府省	平成30年度から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」(政府共通インフォメーションボード)を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、デ	総務省	平成30年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	一々の品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。		
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を進め、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度から実施する。
(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 ア 統計棚卸し等	○ 統計に関する官民のコスト削減のための計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	総務省、各府省	平成32年度末までに実施する。
	○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
イ 品質管理の推進等	○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。	各府省	平成30年度から実施する。
3 統計の活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度末までに実施する。
	○ 政府共通の基盤として、調査票情報や	総務省	平成30年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設及び調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。		から実施する。
	○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用条件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、ホームページに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度から実施する。
	○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	平成31年度末までに実施する。
	○ 匿名データについて、統計研究研修所	総務省	平成31年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。		末までに実施する。
	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度から実施する。
	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度末までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に対する周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、利用者のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 総務省と連携して、調査の概要や地域	各府省	平成30年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報を e - S t a t に登録する。		から順次実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申や同答申を踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例の情報提供、横展開を行う。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 統計調査員の活動環境の改善の観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学に対して都道府県との連携を促進する。	総務省	平成30年度から実施する。
(4) 報告者の理解増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていく	総務省、 経済産業省	平成33年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	べき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。それを踏まえ、平成33年経済センサス-活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。		を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	平成34年度末までに実施する。
	○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	総務省、関係府省	平成30年度から実施する。
	○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとってわかりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
(5) 大規模災	○ 「大規模災害が発生した場合に関する	総務省、	平成30年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
害発生時等の備え	対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省	から実施する。
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等	○ GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度から実施する。
ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度から実施する。
イ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など、統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体に	総務省	平成32年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を、本格的に実施する。</p>		
	<p>○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>平成30年度から実施する。</p>
	<p>○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成30年度から実施する。</p>
	<p>○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を、整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>平成30年度末までに整備し、その後実施する。</p>
	<p>○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成30年度から実施する。</p>
	<p>○ 地方公共団体の人的支援等を行う観点から、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成30年度から実施する。</p>
<p>ウ 統計調査員の確保・育成・支援</p>	<p>○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行って</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>平成30年度から実施する。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	る地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。		
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、 関係府省	平成30年度 から実施す る。
	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資するため、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員に向けたオンライン調査に関する調査客体への説明能力等の向上を図る研修の充実を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 から実施す る。
	○ ICTやコールセンター等を活用したこれまでの取組について、関係府省の協力を得て情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、 関係府省	平成30年度 から実施す る。
(2) 統計人材の確保・育成	○ 平成29年度を目途にEBPM推進委員会及び統計委員会において策定される人材の確保・育成等に関する方針（仮称）に則り、統計部門の人材育成に、取り組む。	各府省	平成30年度 から実施す る。
	○ 人材の確保・育成等に関する方針（仮称）に則り、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	総務省、 各府省	平成30年度 から実施す る。
	○ 人材の確保・育成等に関する方針（仮称）も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度 から実施す る。
	○ 人材の確保・育成等に関する方針（仮	総務省、	平成30年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>称) に則り、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等の中・長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。</p>	各府省	を目途に結論を得る。
	<p>○ 統計研究研修所において、集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐えうるようシステムの増強に取り組む。</p>	総務省	平成30年度から実施する。
	<p>○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p>	総務省	平成30年度から実施する。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。